



節水は
私たちがつくる
水資源

みんなの水

第25号



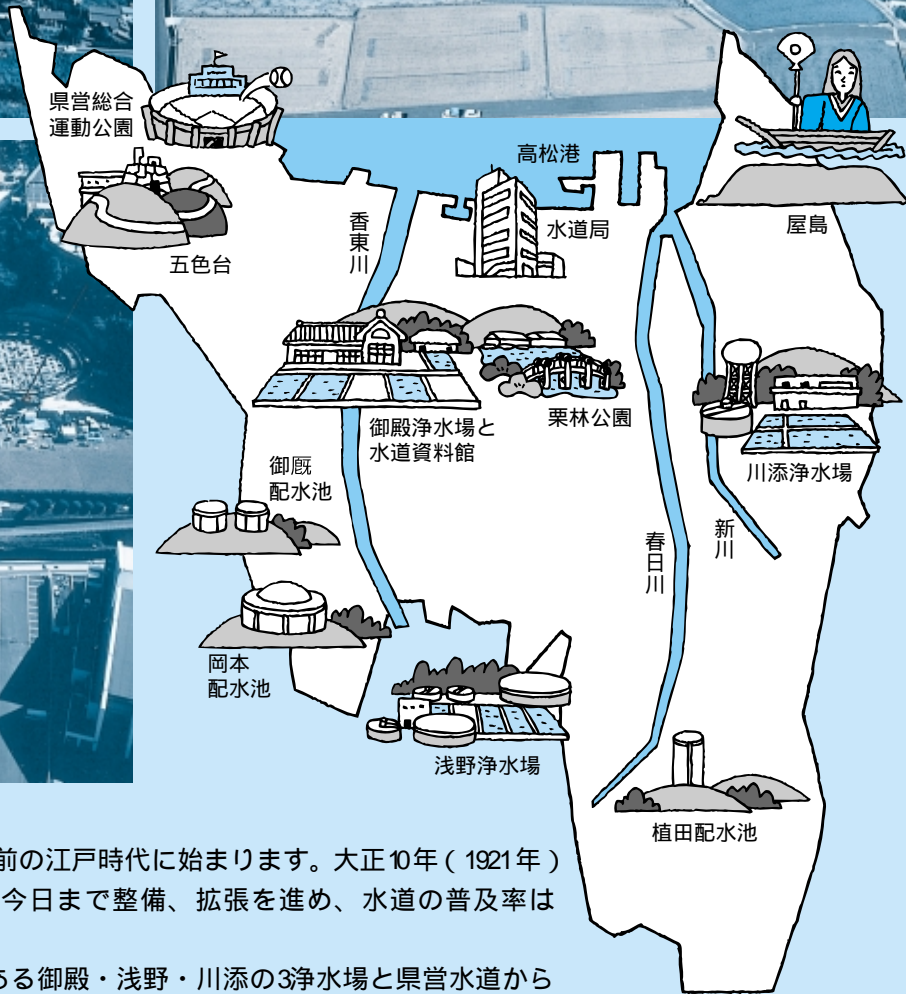
御殿浄水場・水道資料館



川添浄水場 水質管理センター



浅野浄水場



たかまつの水

高松市の水道の起源は、約360年前の江戸時代に始まります。大正10年（1921年）に近代水道として給水を開始し、今日まで整備、拡張を進め、水道の普及率は98.4%になりました。

現在の施設は、自己処理水源である御殿・浅野・川添の3浄水場と県営水道から受水するための岡本・御・植田の3配水池からなっています。これらの施設を結び配水管延長は約1,424kmに及んでいます。

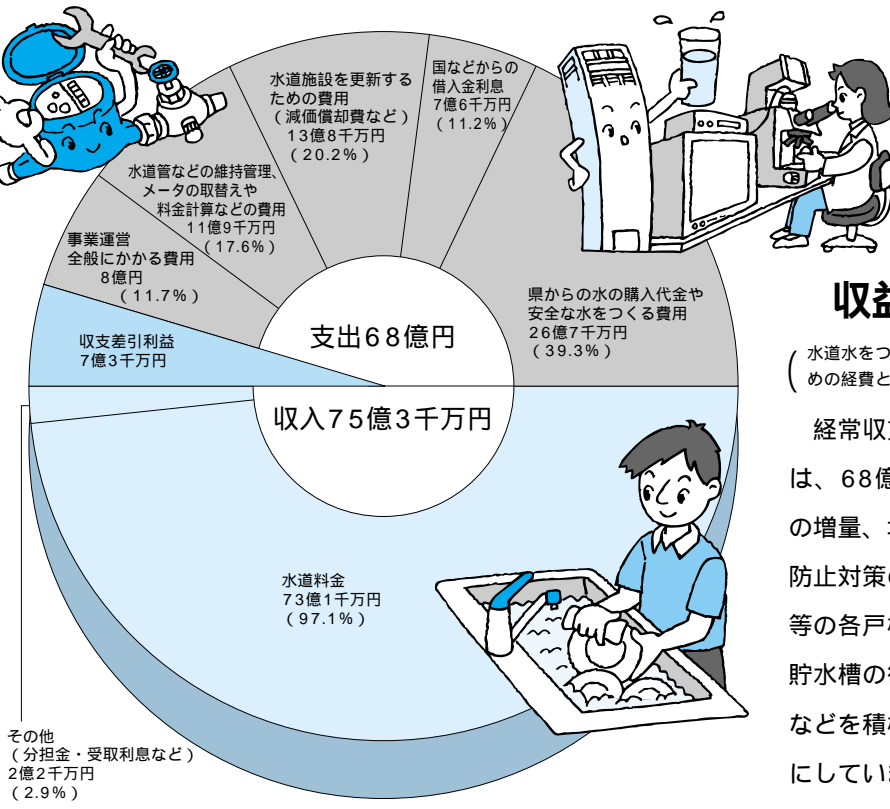
平成15年度水道事業会計予算は94億8千万円

平成15年度予算は、収益的支出と資本的支出を合わせて、94億8千万円で前年度に比べて5.5%の減少となっています。引き続き、事務事業の一層の見直しによるコストの削減に努めるとともに、お客さまサービスの向上、さらには安全で良質な水を安定的に供給するために施設整備や管網整備を推進していきます。

収益的収支

(水道水をつくり、家庭に送り届けるための経費と財源(水道料金収入)です。)

経常収支の収益的支出予算は、68億円で、自己処理水の増量、地下水の調査、漏水防止対策の強化、マンション等の各戸検針の実施、小規模貯水槽の衛生管理、鉛管対策などを積極的に推進することになっています。



主な建設改良事業

配水管整備

- ・幹線・支線整備
延長13,280メートル
- ・国・県等からの受託工事
延長7,388メートル
- ・未給水地区解消
延長1,200メートル
- ・老朽管布設替
延長5,272メートル

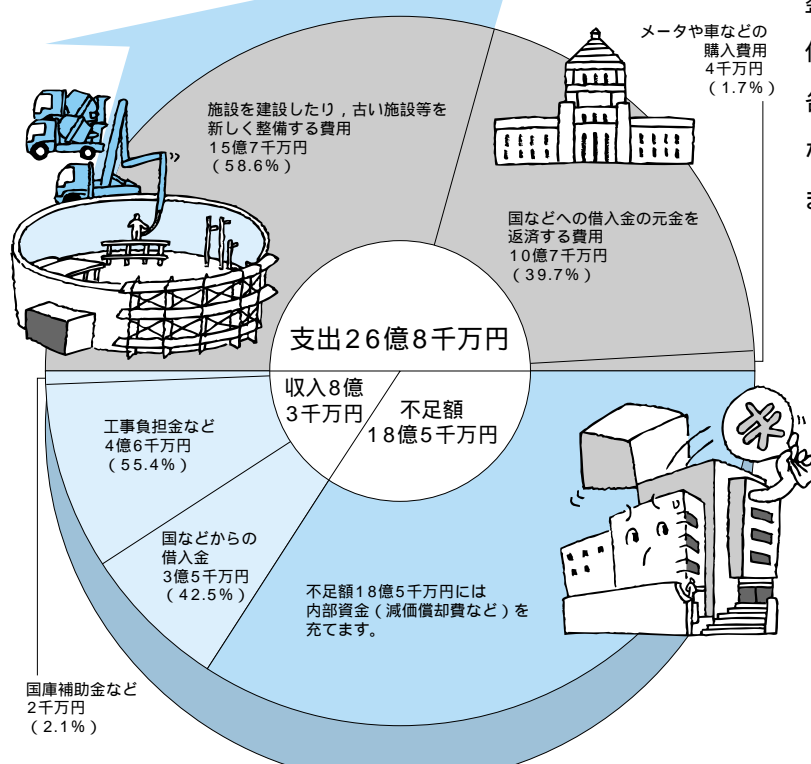
施設整備

- ・御殿浄水場多段式乾燥脱水施設整備
- ・川添浄水場沈殿池改良
- ・浅野浄水場場内整備
- ・高地区配水池築造および送配水管布設など
- 水質浄化実験
- 高度浄水処理実験
- 水質検査機器の購入等

資本的収支

(水道施設を整備・拡充するために必要な経費とその財源です。)

投資的経費の資本的支出では、幹線配水管の布設や老朽配水管の布設替えなどの管網整備を始め、引き続き水質浄化実験や高度浄水処理実験、各浄水場・高地区の施設整備など26億8千万円となっています。

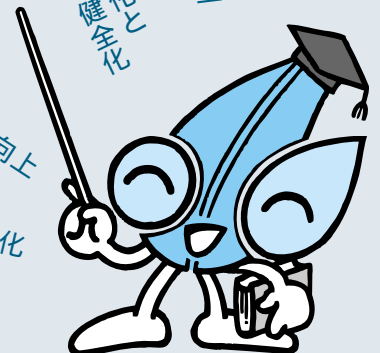


安全・安定供給
システムの確立

経理の効率化と
財政の健全化

お客さま
サービスの向上

人と組織の活性化



より安全な水道水を目指して！

4月1日から水道水中の鉛の水質基準が強化されました。

鉛の水質基準について

鉛は長期的に多量に摂取すると子供の視覚や聴覚、動作能力等に影響がでるといわれています。水道水中の鉛の基準値は、大人（体重50kg）を基準として、連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない基準として、1リットル当たり0.05mg以下と定められていました。今年の4月1日からは、乳幼児（体重5kg）胎児への影響を考慮し、水道水からの影響をより少なくするために、鉛の基準値を1リットル当たり0.01mg以下にするよう強化されました。

水道局では、新しい水質基準値をも満たした安全な水道水をお届けしていますが、水道管に鉛管を使用されているご家庭（全世帯の約7割）では、4～5時間以上使用していない場合には、使い始めの水（滞留水）に一時的に鉛が溶出し、この新基準値を超えることがあります。

鉛は自然界にも存在し、食物や大気からも摂取していますが（グラフのとおり）、安心してお飲みいただくため、使い始めの水はバケツ1杯程度を飲用以外にお使いください。

鉛製水道管を使用されているご家庭へのお知らせ

水道局に届けられているお客さまの配管図面を調査した結果、鉛製水道管を使用されているご家庭には使用距離と対処法を記載したチラシを、4・5月の検針時にお配りします。また、平成2年以降に新築や改築などを行い、水道管を全部取り替えている場合には、鉛製水道管は使用されていません。

鉛管の取替えをご検討ください

鉛問題の根本的な解決には、鉛管を他の材質の水道管へ取り替えることが必要です。建物の改築などの際には是非、取り替えてください。なお、費用はお客さまのご負担となりますが、4月から鉛管引替工事助成金交付制度の助成額等を拡充していますので、ご利用ください。

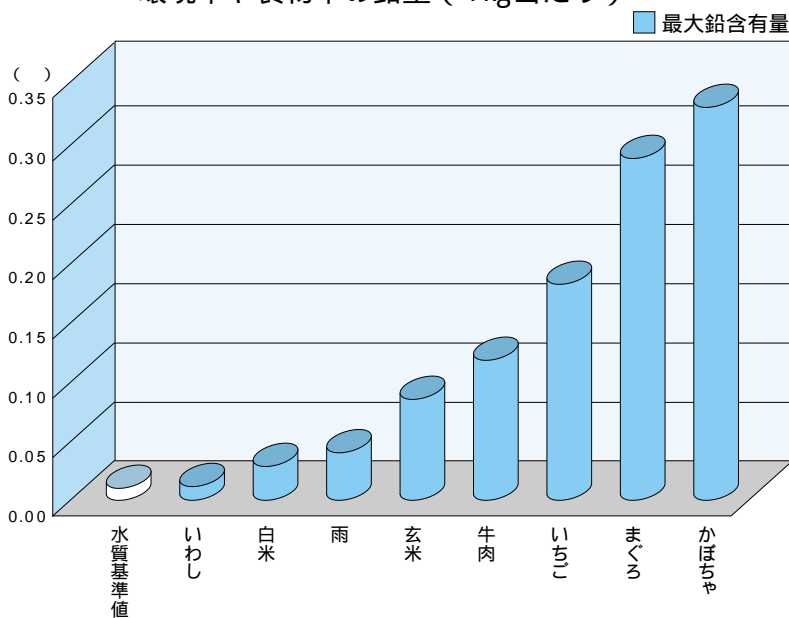


鉛管引替工事 助成金交付制度

鉛管取替工事費用（水道局で算出した額）の2分の1、上限は10万円です。

鉛管の取替えなら全部でも一部の取替えでも助成します。ただし、一度限りです。

環境中や食物中の鉛量（1kg当たり）



参考：上水試験方法 解説編 2001年版（社団法人 日本水道協会）



もうお済みですか？



引っ越しの際の水道の「中止・開始」のお届けは！

引っ越し等で水道のご使用を中止されたり、ご使用を開始される時は、2～3日前までに電話で水道局までご連絡ください。「家主さんや不動産会社が手続きをしてくれるのでは……」と思われるがちですが、引っ越し後の料金や、お届けがないままのご使用でお客様にご迷惑をお掛けすることがあります。

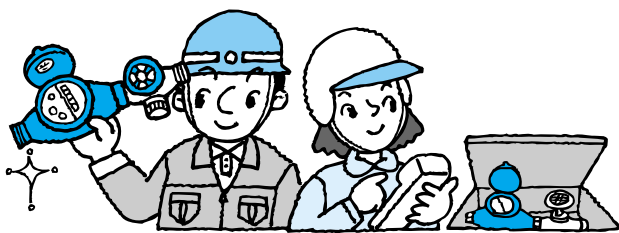
お届けの際は、「使用水量のお知らせ（検針票）」等に記載している「お客さま番号」か「水栓番号」をご確認のうえ、ご連絡ください。

なお、料金のお支払いは便利な「口座振替」をご利用いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

お客さまセンター 839 - 2731 月曜日～金曜日（8時30分～18時まで）

（水道メータ取替えの お知らせとお願い）



水道メータは、使用された水量を計る大切な計量器です。水道メータは計量法で有効期間が定められており、水道局では市内を7ブロックに分けて地域単位にメータの取替えを実施しています。（取替費用をいただくことはありません。）

平成15年度の取替えの予定地域は、次のとおりです。各地域の詳しい取替時期については、取替え前にお知らせのチラシをお配りします。日頃からメータボックスの上には物を置かない等、メータの取替えと検針にご協力をお願いします。

なお、取替えについては、高松市水道サービス公社が行います。

町名（50音順）

男木町、木太町（1～8区） 楠上町、香西北町、香西町、香西東町、香西本町、香西南町、中間町、西八ヶ町、西山崎町、浜ノ町、東八ヶ町、峰山町、御厩町、女木町

お問い合わせ

お客さまセンター 検針係 839 - 2731

悪質業者にご注意を！

「水道管の点検」や「水道のアンケート」等を装って、水道管の清掃を勧めたり、浄水器を販売する業者に関する問い合わせが寄せられています。水道局では常に安心して飲んでいただくよう安全な水をお送りしていますので、水道管の清掃、浄水器の販売、磁気活水器の奨励などは一切行っていません。悪質業者の勧誘には気を付けましょう。

お問い合わせ

お客さまセンター 839 - 2731



第 期 水道事業経営懇談会からの 提言

市民の方々から水道事業の経営等についてのアドバイスやご意見をいただくため、平成13年度から13人の委員さんに水道事業の諸問題についてご審議（計6回）をいただきましたが、これまでの取り組みを評価いただくとともに、今後の課題として次のとおり提言されました。

1. 経営の健全化と経営実態の開示に、今後とも一層の努力を期待する。
2. 安全・安定給水のため、水源域の保全と水源の多様化への努力を期待する。
3. 湯水時や震災時の危機管理対策の充実および市民への協力のための情報提供を期待する。
4. 水道の安全性のために鉛管対策の推進と原水の浄化技術の研究の継続に期待する。
5. 合併問題を含む水道事業の広域化、水道事業の民間委託といった課題は、水道事業の経営の根幹にかかわる性格を持つものであることから、今後の重要な検討課題である。

これらの課題はいずれも現今の水道事業の中心課題である。水道事業を取り巻く社会情勢は変化の時代を迎えていることはいうまでもない。このような情勢に適切に対処し、情報開示の推進を通して市民から信頼され、安心される水道事業の経営に一層の努力を期待する。

これらの貴重な提言については、今後の事業推進の中で積極的に反映し、今後ともお客さまから信頼される水道事業を目指してまいります。

水道局の組織が一部変わりました。

水道局では、水道の拡張の時代から維持管理の時代への対応、また水道法の改正（水質管理体制の強化）に対応するため、本年4月から水道整備課内に給水維持室を新たに設置しました。連絡先は次のとおりです。（4月28日より）

水道整備課 給水維持室

給水指導係（給水管関係） 839 - 2718

維持管理係（鉛管対策等） 839 - 2761

漏水修繕係（漏水関係） 839 - 2761